

スクエア free セミナー 第123回 ジャックインザボックス・トーク



東京ブライト法律事務所

弁護士 伊藤 献

1 最近よく見る契約書条項

① 契約不適合責任

- ➡ **民法第六百三十七条** 前条本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から一年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。
- ➡ 『乙が種類又は品質に関して仕様書に適合しない成果物を甲に納入した場合において、甲が前条の検収完了から6か月以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。』

1 最近よく見る契約書条項

② 損害賠償の上限

- ▶ **民法第四百二十条** 当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。
 - 2 賠償額の予定は、履行の請求又は解除権の行使を妨げない。
 - 3 違約金は、賠償額の予定と推定する。

- ▶ 「個別契約が準委任型契約の場合、乙の故意または重大な過失がない限り、損害賠償の額は当該個別契約における委託料金額を上限とする。」

1 最近よく見る契約書条項

③ 秘密情報の特定

➡ 「本契約において「秘密情報」とは、開示の方法および媒体を問わず、本件業務に関する事実及び業務の内容並びに本件業務の履行上知り得た開示者の営業上・技術上の情報のうち開示者が「秘密」である旨明示した情報及びその情報の性質上秘密であることが明白な情報、並びに「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）に定める個人情報をいう。」

➡ 不正競争防止法第2条6項

この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

① 秘密管理性、② 有用性、③ 非公知性

1 最近よく見る契約書条項

④ 裁判管轄

- ▶ 「甲及び乙は、本契約、または個別契約に関して生じた紛争については、被告側の本店又は住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。」